

国土総合開発法 (昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号)

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 国土審議会の調査審議等並びに都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会

第三章 総合開発計画の作成 (第七条? 第十一条の四)

第四章 総合開発計画の実施 (第十二条? 第十三条の三)

第五章 補則 (第十四条・第十五条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

(国土総合開発計画)

第二条 この法律において「国土総合開発計画」とは、国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、左に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
 - 二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
 - 三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
 - 四 産業の適正な立地に関する事項
 - 五 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項
- 2 前項の国土総合開発計画(以下「総合開発計画」という。)は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。
- 3 全国総合開発計画とは、国が全国の区域について作成する総合開発計画をいう。
- 4 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。
- 5 地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。
- 6 特定地域総合開発計画とは、都府県が国土交通大臣の指定する区域(以下「特定地域」

という。)について作成する総合開発計画をいう。

第二章 国土審議会の調査審議等並びに都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会

第三条 削除

(国土審議会の調査審議等)

第四条 国土審議会は、総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。

- 2 国土審議会は、総合開発計画の作成に必要な次に掲げる事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告することができる。
 - 一 総合開発計画の作成の基準となるべき事項
 - 二 特定地域の指定の基準となるべき事項
 - 三 産業の適正な立地の基準となるべき事項
 - 四 総合開発計画に伴うべき資金及び資材に関する事項

3 国土審議会は、総合開発計画について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、国土審議会の意見を聴くことができる。

(要旨の公表)

第五条 国土審議会は、この法律の規定により調査審議した結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)

第六条 都府県総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、都府県は、条例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

- 2 地方総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。
- 3 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
- 4 前各項に規定するものを除くほか、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ条例又は規約で定めなければならない。

第三章 総合開発計画の作成

(全国総合開発計画)

第七条 国土交通大臣は、関係各行政機関の長の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経

て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

- 2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

(都府県総合開発計画)

第七条の二 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

- 2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、これを国土交通大臣に報告しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。
- 4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は、これらの意見をとりまとめて、国土審議会に提出しなければならない。

(地方総合開発計画)

第八条 自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によつて、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる。

- 2 前項の規定による地方総合開発計画区域の設定のための関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、地方総合開発計画に準用する。
- 4 国土交通大臣は、必要があると認める場合においては、国土審議会の意見を聴いて、関係都府県に対し、地方総合開発計画区域の設定について、助言することができる。

第九条 削除

(特定地域総合開発計画)

第十条 資源の開発が十分に行われていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土交通大臣は、特に必要があると認める場合においては、国土審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指定して、指定することができる。

- 2 前項の規定による諮問をしようとする場合においては、国土交通大臣は、関係各行政機関の長と協議するとともに、関係都府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定により特定地域の指定があつた場合においては、関係都府県は、都府県総合開発審議会又は地方総合開発審議会の調査審議を経て、特定地域総合開発計画を作成しなければならない。

5 第七条の二第二項から第四項までの規定は、特定地域総合開発計画に準用する。

(特定地域総合開発計画の決定)

第十条の二 国土交通大臣は、特定地域総合開発計画について第四条第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、政令の定めるところにより、当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。

2 国土交通大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土審議会の意見を聴いてこれを変更し、閣議の決定を求めることができる。

3 国土交通大臣は、その決定し、又は変更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた場合においては、その要旨を公表するものとする。

(関係各行政機関の長の助言)

第十一条 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に関し、関係都府県に対して、総合開発計画の作成上必要な助言をすることができる。

(都府県に対する勧告又は助言)

第十一条の二 国土交通大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四条第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

(総合開発計画の作成のための調査に要する経費)

第十一条の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(調査の調整)

第十一条の四 国土交通大臣は、関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聞いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第四章 総合開発計画の実施

(年度計画)

第十二条 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 都府県は、毎年度、第十一条の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び国土交通大臣に提出することができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

4 国土交通大臣は、毎年度、関係各行政機関の長から総合開発計画に関する公共事業関係資金計画の書類の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

（特定地域総合開発計画の実施に要する経費）

第十三条 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に関し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六条の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

（特定地域総合開発計画に関する調整）

第十三条の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分又は事業を行わなければならない場合においては、国土交通大臣に対し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土審議会の意見を聴いて、必要な調整を行うものとする。

（総合開発計画の実施に関する勧告）

第十三条の三 国土交通大臣は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章 補則

（沖縄振興計画との調整）

第十四条 沖縄振興計画と総合開発計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

（政令への委任）

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定

める。

附 則 抄

- 1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年六月二八日法律第二一七号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年六月三十日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二八四号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

**附 則 (昭和三〇年七月二〇日法律第七四号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和三一年四月二六日法律第八三号) 抄
(施行期日)**

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

**附 則 (昭和三二年五月一七日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)**

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

**附 則 (昭和三四年三月三〇日法律第六〇号) 抄
(施行期日)**

- 1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

**附 則 (昭和三五年四月二八日法律第六三号) 抄
(施行期日)**

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年一二月二七日法律第一七一号) 抄

施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年一二月二七日法律第一七二号) 抄

施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一九日法律第一四三号) 抄

施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇二号) 抄

施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年一二月三一日法律第一三一号) 抄

施行期日)

- 第一条** この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二五日法律第九二号) 抄

施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第五十三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街

地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、その法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄 （施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、

公布の日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の国土形成計画法（以下単に「国土形成計画法」という。）第六条第四項の規定による全国計画の案の作成については、国土審議会は、この法律の施行前においても調査審議することができる。
- 3 国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、国土形成計画法第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

（国土総合開発法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日以後国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土総合開発法第七条第一項の規定により作成されている全国総合開発計画を国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなす。

- 2 前項の規定により国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなされる全国総合開発計画については、国土形成計画法第七条及び第八条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。